

## 岩手県災害警戒本部体制の見直しについて

## 1 趣旨

平成 25 年 9 月 16 日に発表された台風 18 号に伴う気象警報の発表に際しては、岩手県災害警戒本部により対応を行ったものの、応急対策の実施に当たっては自衛隊を始めとする関係機関との調整等が必要とされ、警戒本部の体制では対応が困難であった。このことから、災害警戒本部と災害対策本部の中間に位置する組織として、新たに岩手県災害特別警戒本部を設置するもの。

## 2 見直し後の県の災害対応体制

		災害警戒本部	災害特別警戒本部（新たに設置）	災害対策本部
主な設置基準		ア 気象警報等が発表された場合 イ 県内に震度 4 又は震度 5 弱の地震が発生した場合 ウ 原子力事業者から警戒事象の発生に関する通報があった場合	ア 気象警報等が発表された場合又は県内に震度 4 又は震度 5 弱の地震が発生した場合において、総務部長が応急措置の実施のため関係機関との調整が必要と判断した場合 イ 津波注意報が発表された場合 ウ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル 3 が発表された場合 エ 原子力事業者から特定事象の発生に関する通報があった場合	ア 気象特別警報が発表された場合 イ 県内に震度 5 強以上の地震が発生した場合 ウ 津波警報又は大津波警報が発表された場合 エ 岩手山又は秋田駒ヶ岳に噴火警報（火口周辺）のうち噴火警戒レベル 4 以上が発表された場合 オ 原子力事業者から原子力緊急事態の発生に関する通報があった場合
所管事項		ア 災害情報の伝達、受領 イ 被害状況、対応状況等の把握	ア 災害情報の伝達、受領 イ 被害状況、対応状況等の把握 ウ 応急措置の実施	ア 災害情報の伝達、受領 イ 被害状況、対応状況等の把握 ウ 応急措置の実施
体制	本部	ア 本部長は総合防災室長 イ 総務部職員が本部職員を担当 ウ 夜間・休日に対応にあたるのは、職員 5～6 名程度（宿日直管理職 1 名、待機班管理職 1 名、待機班員 2～3 名、当直員 1 名）	ア 本部長は総務部長 イ 総務部職員及び各部連絡員が本部職員を担当 ウ 夜間・休日に対応にあたるのは、職員 10～12 名程度を想定（宿日直管理職 1 名、防災室管理職 2～3 名、待機班管理職 1 名、待機班員 2～3 名、当直員 1 名、防災室職員 3 名）	ア 本部長は知事 イ 夜間・休日を問わず、以下の職員が本部職員を担当し、全庁をあげて対応にあたる。 （ア） 1 号配備→あらかじめ指定された職員 （イ） 2 号配備→主査相当職以上の職員 （ウ） 3 号配備→全職員
	地方支部	ア 支部長は広域振興局副局長等 イ 経営企画部又は総務部の職員が支部職員を担当 ウ 夜間・休日に対応にあたるのは、職員 2 名程度（管理職 1 名、待機班員 1 名）	ア 支部長は広域振興局副局長等 イ 経営企画部又は総務部の職員及び各部職員が支部職員を担当 ウ 夜間・休日の対応も増員	ア 支部長は広域振興局副局長等 イ 夜間・休日を問わず、以下の職員が支部職員を担当し、地方支部全体で対応にあたる。 （ア） 1 号配備→あらかじめ指定された職員 （イ） 2 号配備→主査相当職以上の職員 （ウ） 3 号配備→全職員